

**【重要】令和6年2月15日施行の刑訴法改正に伴う
法テラスからの指名打診に関する一部運用変更について**

改正刑訴法の下では、勾留時や起訴時等に、被疑者・被告人又は弁護人に対して被疑事実の要旨や公訴事実に記載された被害者等の個人特定事項（被害者氏名等）を明らかにしない措置（秘匿措置）をとることができるようになりました。これを受け、秘匿措置がとられた事件（被疑事件については、勾留請求時に検察官から秘匿措置の請求があった事件。以下同じ。）では、指名打診に関する基本的な運用が、以下のとおり変わりますのでお知らせします（秘匿措置がとられていない事件の運用は従前どおりです。）。

① 裁判所から法テラスへの指名通知依頼の運用

被疑者・被告人に対して秘匿措置がとられた事件において、国選弁護人を選任する場合には、当該秘匿措置を前提に裁判所から法テラスへの指名通知依頼が行われることになります。

法テラスにおいては、速やかに指名通知を行うため、弁護人になろうとする者に被害者氏名を伝える必要もあることから、日弁連からの要請を踏まえつつ、関係機関（最高裁・法務省刑事局・警察庁）と検討・協議を行い、捜査機関において被害者から同意を得られた一定の場合には、指名通知依頼時に、その情報を引き継いだ裁判所から法テラスに被害者氏名を伝える運用を行うこととなりました。

※被疑事件のうち勾留状発付後に国選弁護人選任請求がされた事件等、控訴事件、少年事件（家裁送致後）においては、指名通知依頼時に裁判所から法テラスに被害者氏名は伝えられません。

② 法テラスから弁護士への指名打診の運用

●裁判所から法テラスに対し、被害者氏名が伝えられない事件の場合

この場合、指名打診の際に、法テラスから弁護士に対し被害者氏名を伝えることはできません。

●裁判所から法テラスに対し、被害者氏名が伝えられた事件の場合

この場合、指名打診を受けた弁護士が、法テラスに対し、被害者氏名の開示を希望すれば、「被疑者・被告人を含む第三者に被害者氏名を伝えない」という条件を承諾した場合、法テラスから弁護士に直接口頭で被害者氏名を伝えます。なお、打診の具体的な方法は、以下の例が考えられますが、各地方の実情に応じて定められます。

（例）電話による指名打診の場合、法テラスから弁護士に、被害者等の個人特定事項を含まない被疑事実・公訴事実等を電話で伝えた後、弁護士が被害者氏名の開示を希望し、上記の条件に承諾すれば、弁護士に直接口頭で被害者氏名を伝えます。

（例）FAXによる指名打診の場合、法テラスから書類を送信して被害者等の個人特定事項を含まない被疑事実・公訴事実等を伝えた後、被害者氏名の開示の希望があれば、弁護士から法テラスに電話等で連絡し、電話による指名打診の場合と同様の流れで法テラスから弁護士に被害者氏名を伝えます。

※開示された被害者氏名の取扱いにご注意ください。上記の条件に違反すると、契約約款に基づく措置がとられるおそれや懲戒事由に当たるおそれがあります。

※指名打診の際に被害者氏名が伝えられない場合であっても、国選弁護人選任後、勾留状謄本の交付や起訴状謄本の送達を受けた段階で、弁護人として秘匿措置に係る個人特定事項を知ることができる場合があります。